

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正 則

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 騎西鴻巣線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
行田市大字樋上字青柳七六〇番一 地先から 同市大字樋上字青柳七六九番二地先 まで	行田市大字樋上字青柳一四八番一地先 まで	行田市大字樋上字青柳七八六番一 地先から 同市大字樋上字青柳一四八番一地先 まで	区 間
六・二三ゝ 八・五〇	五・七〇ゝ 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)	
三〇四・〇〇	二八二・〇〇	延 長 (メートル)	
			備 考